

令和2年度 土地改良換地士資格試験

A - 1

1. これから試験を始めます。
2. 問題を読み始める前に、A - 2（マークシート）の解答用紙の該当欄にあなたの受験番号を記入するとともに受験番号の英数字をぬりつぶして下さい。
3. 試験A - 1は、知識に関する試験の問題で、全部で50問あります。
4. 試験問題をよく読んで、A - 2（マークシート）にある当該問題番号の解答欄で正解と思う数字を一つぬりつぶして下さい。解答のぬりつぶし方は、A - 2の解答記入例（ぬりつぶし方）を参照して下さい。
なお、正解は1問について一つしかないので、二つ以上ぬりつぶすと正解となりません。
5. 解答時間は、2時間30分です。

(問 1) 土地改良法における用語の定義に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 「土地改良施設」とは、農業用排水施設その他農用地の保全又は利用上必要な施設をいい、農業用道路は含まれない。
- 2 「区画整理」は、土地の区画形質の変更の事業のみを対象としている。
- 3 「交換分合」は、農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利を対象としている。
- 4 「災害復旧」は、土地改良施設の災害復旧のみを対象としている。

(問 2) 土地改良事業の参加資格者（土地改良法第3条に規定する資格を有する者）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 農用地であって所有権に基づき耕作される土地については、その所有者が土地改良事業の参加資格者となる。
- 2 農用地であって賃借権に基づき耕作される土地については、原則としてその所有者が土地改良事業の参加資格者となる。
- 3 農用地であって賃借権に基づき耕作される土地について、その所有者から耕作者へ土地改良事業の参加資格を交替しようとする場合は、耕作者が所有者の同意を得て農業委員会に対し資格を交替すべき旨を申し出て、その承認が必要である。
- 4 農用地以外の土地であって、賃借権に基づき使用されている土地については、原則として賃借権に基づき使用している者が土地改良事業の参加資格者となる。

(問 3) 土地改良区の総代会に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良区は、その組合員の数が100人を超える場合は、総会に代わるべき総代会を設けなければならない。
- 2 総代会においては、総代の選挙及び改選をすることができない。
- 3 総代会は理事でなければ招集することができない。
- 4 総代会を設けている土地改良区の総代の定数は、15人以上とし、定款で定めなければならない。

(問 4) 土地改良区の経費の賦課徴収に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良区は、定款の定めるところにより、土地改良事業に要する経費を組合員に賦課するに当たっては、地積、用水量その他客観的な指標により、当該事業によって当該土地が受ける利益を勘案しなければならない。
- 2 土地改良区は、市町村に対し、賦課金の徴収を委任することができない。
- 3 土地改良区は、賦課金を滞納する者がある場合には、都道府県知事の認可を受けて、市町村に対し、その徴収を請求することができる。
- 4 土地改良区は、その地区を変更する場合において、新たに編入される土地があるときは、その土地について必ず加入金を徴収しなければならない。

(問 5) 土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 准組合員は、総会における議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。
- 2 准組合員又は施設管理准組合員たる資格を有する者が土地改良区に加入しようとするときは、土地改良区は、正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。
- 3 施設管理准組合員は、定款で定めるところにより、総会に出席して意見を述べることができる。
- 4 土地改良区は、定款で定めるところにより、施設管理准組合員に対し、土地改良施設の管理への協力を求めることができる。

(問 6) 土地改良事業計画に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 換地計画を定める土地改良事業の場合には、土地改良事業計画において農用地の集団化の方針、土地の評価方法、清算方法その他当該換地計画を定めるために必要な基本的事項を定めなければならない。
- 2 都道府県知事は、土地改良区の設立認可の申請があったときは、土地改良事業計画及び定款の審査に当たっては、農用地の改良、開発、保全又は集団化に関し専門的知識を有する技術者が調査して提出する報告に基づかなければならない。
- 3 国有地を含めて土地改良事業の施行に係る一定の地域を定めるには、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認が必要である。
- 4 土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けたときは、主要工事計画及び附帯工事計画は各区ごとに分けてそのそれぞれごとに定めなければならない。

(問 7) 国又は都道府県が行う土地改良事業に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区が施設更新事業を都道府県が行うべきことを都道府県知事に申請するには、当該土地改良区の総会又は総代会の議決を経なければならない。
- 2 土地改良事業の参加資格者が、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業を国が行うべきことを、農林水産大臣に申請する場合は、15人以上の土地改良事業の参加資格者による申請が必要である。
- 3 国が行う土地改良事業において、土地改良事業計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日間に審査請求がないとき、又は審査請求があった場合においてその全てについて裁決があったときでなければ、工事に着手してはならない。
- 4 都道府県知事は、工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(問 8) 土地改良区の定款に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区の定款の変更は、都道府県知事の公告があるまでは、これをもって第三者（組合員、准組合員又は施設管理准組合員を除く。）に対抗することができない。
- 2 定款の変更に関する総会の議事は、総組合員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上で決しなければならない。
- 3 附帯事業を実施していない土地改良区が新たに附帯事業を実施する場合には、定款を変更する必要はない。
- 4 土地改良区は、区債又は借入金がある場合には、その債権者の同意がなければ、その地区を縮小する定款変更をしてはならない。

(問 9) 契約の解除に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 当事者の一方が解除権を行使した場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。
- 2 解除権の行使について期間の定めがないときは、相手方は、解除権を有する者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に解除をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、その期間内に解除の通知を受けないときは、解除権は消滅する。
- 3 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。
- 4 請負が仕事の完成前に解除された場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなし、請負人は、支出した費用に応じて報酬を請求することができる。

(問 10) 代理に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 法定代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することはできない。
- 2 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。
- 3 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、本人について決する。
- 4 代理権は、本人の死亡、代理人の死亡、本人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと又は代理人がその権限外の行為をしたことによって消滅する。

(問 11) A、B、Cが甲建物を各3分の1の割合で共有している。この場合に関する次の記述中正しいものはどれか。

- 1 Aが甲建物に大規模な改築をするなど共有物に変更を加えるには、持分の価格に従い、その過半数の同意が必要であるため、B又はCの同意を得なければならない。
- 2 Aが甲建物を短期間他人に賃貸するなど共有物の管理に関する事項に当たる行為をするには、共有者全員の同意が必要であるため、BとCの両方の同意を得なければならない。
- 3 Aが甲建物の自己の持分を放棄するには、持分の価格に従い、その過半数の同意が必要であるため、B又はCの同意を得なければならない。
- 4 Dが甲建物を不法に占拠しているとき、Aは単独でDに対し甲建物全部の返還を請求することができる。

(問 12) 抵当権等に関する次の文章中、 から までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

民法が規定する抵当権とは、債務者又は第三者が を移転しないで債務の担保に供した について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利である。 の所有権のみならず、 及び永小作権も抵当権の目的とすることができる。

抵当権の目的物の売却・賃貸・滅失・損傷等が生じたことにより債務者が金銭等を受け取ることができる場合には、抵当権者はその債権に対して の行使をすることができる。この性質は にも認められる。

- | | | | | | | | | | |
|---|-----|---|------|---|-----|---|-----|----|-------|
| 1 | 留置権 | 2 | 先取特権 | 3 | 不動産 | 4 | 地役権 | 5 | 物上代位権 |
| 6 | 地上権 | 7 | 動産 | 8 | 占有 | 9 | 登記 | 10 | 仮登記 |

(問 13) 親権に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うが、子の利益の観点から、監護及び教育に必要な範囲内であってもその子を懲戒することは認められない。
- 2 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表するが、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、家庭裁判所の同意を得なければならない。
- 3 親権を行う者が数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その一方のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。
- 4 親権を行う父又は母は、やむを得ない事由がある場合には、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができ、そのやむを得ない事由が消滅したときは、父又は母は、子の同意を得て、親権又は管理権を回復することができる。

(問 14) 不動産登記の申請をする場合における添付情報に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 合筆の登記を申請する場合には、その申請情報と併せて合筆後の土地の地積測量図を提供しなければならない。
- 2 地積の更正の登記を申請する場合には、その申請情報と併せて土地所在図及び地積測量図を提供しなければならない。
- 3 建物の合併の登記を申請する場合には、その申請情報と併せて合併後の建物図面及び各階平面図を提供しなければならない。
- 4 相続による所有権の移転の登記を申請する場合には、その申請情報と併せて被相続人の登記識別情報を提供しなければならない。

(問 15) 不動産登記の申請又は嘱託に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 表題部所有者の相続人は、当該不動産の所有権の保存の登記を申請することはできない。
- 2 仮登記の登記権利者は、仮登記の登記義務者の承諾がある場合であっても、当該仮登記を単独で申請することはできない。
- 3 権利に関する登記の抹消の申請は、登記上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限り、することができる。
- 4 国又は地方公共団体が売買により土地を取得した場合には、登記義務者の承諾を得ることなく、所有権の移転の登記を登記所に嘱託することができる。

(問 16) 不動産の表示に関する登記についての次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 所有権の登記がない土地と所有権の登記がある土地との合筆の登記は、することができない。
- 2 土地の地目について変更があった後に、当該土地の所有権の登記名義人となった者は、当該地目に関する変更の登記を申請する義務を負わない。
- 3 建物が滅失したときは、当該建物の表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から一月以内に、当該建物の滅失の登記を申請する義務を負う。
- 4 行政区画の変更により所有権の登記がある建物の所在に変更があった場合であっても、当該建物の所有権の登記名義人は、当該建物の所在に関する変更の登記を申請する義務を負わない。

(問 17) 筆界特定制度に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 一筆の土地とこれに隣接する他の土地のうち、いずれかの土地に表題登記がない場合には、これらの土地を対象土地として、筆界特定の申請をすることができない。
- 2 筆界特定の申請に係る筆界について、既に筆界の確定を求める民事訴訟が係属している場合には、筆界特定登記官は当該申請を却下しなければならない。
- 3 筆界特定において、筆界の現地における位置を特定することができない場合には、その位置の範囲を特定する。
- 4 筆界特定の申請が却下された場合であっても、その申請人は、当該却下の処分に対して、審査請求をすることはできない。

(問 18) 土地改良法及び土地改良登記令の規定による登記の申請に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良事業を行う者は、その事業の施行に係る地域内に一筆の土地の一部が編入されている場合であっても、土地の所有権の登記名義人に代わって当該土地の分筆の登記を申請することはできない。
- 2 土地改良事業を行う者は、その事業の施行に係る地域内にある所在の変更の登記を要する建物について、増築による床面積の変更が登記されていない場合であっても、当該建物の表題部所有者に代わって、床面積の変更の登記を申請することはできない。
- 3 土地改良事業の施行により建物について変動があった場合、当該建物の表示に関する登記の申請は、換地処分による登記の申請と併せてしなければならない。
- 4 土地改良事業を行う者が、表題部所有者の相続人に代わって、所有権の保存の登記を申請し、当該申請に基づく登記が完了した場合には、登記官は登記識別情報を登記権利者に対して通知しなければならない。

(問 19) 土地改良法に基づく換地処分による登記に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 換地処分があった旨の公告があった場合には、土地改良事業を行う者は、当該公告のあった日の翌日を登記原因の日付として、換地処分による登記を申請しなければならない。
- 2 換地計画において従前の数個の土地に照応して一個の換地が定められた場合において、従前の土地の登記記録に所有権の登記があるときは、登記官は、職権で、換地の登記記録に当該所有権の登記名義人を換地の登記名義人とする所有権の登記をしなければならない。
- 3 土地改良事業の施行に係る地域が二以上の登記所の管轄区域にわたる場合には、換地処分による登記の申請は、各登記所の管轄に属する地域ごとにしなければならない。
- 4 換地計画において所有権の登記がない従前の土地に照応して換地が定められた場合において、当該換地と定められた土地の上に既登記の地役権が存続すべきときは、当該従前の土地の表題部所有者は、所有権の保存の登記を申請しなければならない。

(問 20) 戸籍に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 戸籍に記載されている者がその戸籍謄本の交付請求をする場合であっても、市町村長がこれを拒むことができる場合がある。
- 2 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために必要な戸籍謄本の交付を請求する場合には、戸籍の記載事項の利用目的を明らかにする必要はない。
- 3 7月1日に国内で出生した子の出生の届出は、同月14日までにこれをしなければならない。
- 4 7月1日に国内で出生した子の出生の届出が翌月1日にされた場合であっても、市町村長はこれを受理しなければならない。

(問 21) 次の設例の場合において、**集団化率**として正しいものはどれか。

ただし、**集団化率**は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。

〔設 例〕

① 関係農家数	523戸
② 関係権利者数	611人
③ 従前の土地の筆数	2,561筆
④ 従前の土地の団地数	1,937団地
⑤ 換地の筆数	1,547筆
⑥ 換地の団地数	1,018団地

- 1 49.8%
- 2 51.7%
- 3 65.0%
- 4 69.3%

(問 22) 次の文章中、 から までの空欄に入る字句で正しい組合せのものは1～4のうちどれか。

換地計画において、換地及び従前の土地の用途、、土性、水利、傾斜、温度その他の条件及び利用条件を総合的に勘案して、当該換地を当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域外の土地に定める場合にあつては換地を当該非農用地区域外の土地に定める他の場合との比較においてが生ずると認められるとき、当該換地を当該非農用地区域内の土地に定める場合にあつては当該換地及び従前の土地がでないとき認められるときは、金銭による清算をするものとし、当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収の及び時期を定めなければならない。

- 1 ア) 地 積 イ) 営 農 ウ) 不平等 エ) 同 一 オ) 場 所
- 2 ア) 地 積 イ) 自 然 ウ) 不均衡 エ) 同 等 オ) 方 法
- 3 ア) 形 状 イ) 自 然 ウ) 不均衡 エ) 同 一 オ) 方 法
- 4 ア) 形 状 イ) 営 農 ウ) 不平等 エ) 同 等 オ) 場 所

(問 23) 次の設例において、特別換地の同意（土地改良法第53条第1項ただし書の同意）を必要とするものは次のうちどれか。

〔設 例〕

換地計画書中地区総計表

従前の土地の総地積（Σ O）	608,103㎡
換地の総地積（Σ S）	539,451㎡

- 1 従前の土地7,263㎡に対する換地7,585㎡
- 2 従前の土地13,599㎡に対する換地9,651㎡
- 3 従前の土地8,399㎡に対する換地5,879㎡
- 4 従前の土地6,225㎡に対する換地6,591㎡

(問 24) 共同減歩による創設換地（土地改良法第53条の3第1項の規定により換地とみなされる土地）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区が行う土地改良事業に係る換地計画において、共同減歩により生み出される土地の取得者は、土地改良区、市町村、農業協同組合などの中から、都道府県が、当該土地を取得することが適当と認められる者から同意を得て定めなければならない。
- 2 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が利用する割合に応じた面積を超えない範囲で定められた農業経営の合理化のために必要な農業集落排水施設の用に供される土地は、共同減歩による創設換地の対象となる。
- 3 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設で、地方公共団体の計画に定められたもの（政令で定める要件に適合するものに限る。）は、共同減歩による創設換地の対象となる。
- 4 土地改良区が行う土地改良事業に係る換地計画において、当該事業によって生じる土地改良施設の用に供される土地を、当該土地改良区が取得する場合には、金銭による清算は必要ない。

(問 25) 特別減歩又は不換地見合いの創設換地（土地改良法第53条の3の2第1項の規定により換地とみなされる土地）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 特別減歩又は不換地見合いの創設換地は、必ず土地改良事業計画において定められた土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内に定めなければならない。
- 2 特別減歩又は不換地見合いの創設換地は、特別減歩により特に減じた地積又は不換地に係る従前の土地の地積を合計した面積を超えることはできない。
- 3 特別減歩又は不換地見合いの創設換地は、農業経営上必要な施設の用に供する土地として定めることができない。
- 4 特別減歩又は不換地見合いの創設換地は、公共の用に供する施設の用に供する土地として定めることができない。

(問 26) 特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定に基づき従前の土地について地積を特に減じて換地を定めること）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 地上権が設定されている従前の土地を特別減歩する場合は、地上権者の同意は必要である。
- 2 賃借権が設定されている従前の土地を特別減歩する場合は、賃借権者の同意は必要である。
- 3 抵当権が設定されている従前の土地を特別減歩する場合は、抵当権者の同意は不要である。
- 4 質権が設定されている従前の土地を特別減歩する場合は、質権者の同意は不要である。

(問 27) 土地改良区が行う不換地の事前指定（土地改良法第53条の2の3第1項の規定により、換地を定めない土地として指定すること）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 不換地の事前指定は、その指定に係る土地につき申出又は同意をした者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 2 不換地の事前指定を行った場合には、土地改良区は都道府県知事に届け出るとともに、知事は遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- 3 不換地の事前指定を行った場合には、土地改良区は速やかに仮清算金を支払わなければならない。
- 4 不換地の事前指定を行った従前の土地について、所有権の移転が行われた場合には、当該指定の効力は当該土地の取得者には及ばない。

(問 28) とび換地（土地改良法第52条第2項の規定に基づき、一の区に係る換地計画において、他の区の区域内にある土地を従前の土地として、これにつき換地を定め、又は定めないこと）に関する次の文章中、 から までの空欄に入る字句で正しい組合せのものは1～4のうちどれか。

土地改良区が行う土地改良事業の を数区に分けてそれぞれ換地計画を定める場合、一の区に係る換地計画において、他の区の区域内にある土地を従前の土地として、これにつき換地を定め、又は定めないことができる。この場合には、当該一の区及び当該他の区に係る換地処分、換地処分をした旨の届出、都道府県知事が行う換地処分の 及び への通知は、当該一の区に係る換地計画及び当該他の区に係る換地計画について にしなければならない。

- | | | | | |
|---|------------|-------|----------|-------|
| 1 | ア) 施行に係る地域 | イ) 申請 | ウ) 税務署 | エ) 迅速 |
| 2 | ア) 施行に係る地域 | イ) 公告 | ウ) 管轄登記所 | エ) 同時 |
| 3 | ア) 換地区 | イ) 公告 | ウ) 税務署 | エ) 迅速 |
| 4 | ア) 換地区 | イ) 申請 | ウ) 管轄登記所 | エ) 同時 |

(問 29) 機能交換（土地改良法第54条の2第6項及び第7項の規定による国又は地方公共団体が所有する土地の所有権の消滅及びそれに代わるべき土地の帰属）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 機能交換によって廃止される道路等の用に供している土地について存する従前の権利は、所有権にあつては換地処分があつた旨の公告があつた日限り消滅する。
- 2 都道府県が所有し管理する用途が既に廃止されていた河川の敷地については、機能交換の対象とすることができない。
- 3 市町村が所有し管理する農業用用水路の敷地については、市町村道路の敷地として機能交換の対象とすることができる。
- 4 市町村が所有し土地改良区が管理する農業用用水路の敷地は、機能交換の対象とすることができる。

(問 30) 部分指定（土地改良法第53条第3項の規定に基づき換地を定める場合の権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分の指定）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 従前の土地の一部に使用貸借による権利が設定されている場合は、これに照応する換地は、その権利の目的となっている部分を指定して定めなければならない。
- 2 従前の土地の一部に地役権が設定されている場合は、これに照応する換地は、その権利の目的となっている従前の土地の一部の価格と同等以上の価格のものでなければならない。
- 3 従前の土地が共有地である場合は、これに照応する換地は、各共有者持分に応ずる部分を指定して定めなければならない。
- 4 従前の土地の一部に賃借権が設定されている場合は、これに照応する換地は、その権利の目的となっている従前の土地の一部の価格と同等以上の価格のものでなければならない。

(問 31) 土地改良区が行う土地改良事業に係る換地計画において、当該土地改良区が徴収し又は支払う清算金に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区は、換地計画において定められた清算金の徴収を市町村に対し委任することができるが、支払を委任することはできない。
- 2 土地改良区は、確定した清算金の額と支払った仮清算金の額との間に差額がある場合には、その差額に相当する額の金銭を徴収し、又は支払わなければならない。
- 3 土地改良区が換地計画において定めた清算金は、都道府県知事により換地計画の認可があった日において確定する。
- 4 土地改良区は、換地計画において定められた清算金を滞納する者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

(問 32) 次の設例において、従前の土地に対して換地を定めた場合、比例地積清算方式による清算金の額は何円か。

なお、清算金の額は、算出後の1円未満の端数を切り捨てたものとする。

〔設 例〕

① 従前の土地	地積 9,044㎡	評価額 4,374千円
② 換地	地積 8,640㎡	評価額 4,908千円
③ 従前の土地の総地積	4,974,492㎡	
④ 換地の総地積	4,649,112㎡	
⑤ 従前の土地の総評価額	2,689,886千円	
⑥ 換地の総評価額	2,745,780千円	

- 1 徴収額 430,125円
- 2 支払額 430,125円
- 3 徴収額 432,380円
- 4 支払額 432,380円

(問 33) 土地改良法第53条の6に規定する使用及び収益の停止に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良区は、使用及び収益の停止を行う場合には、期日を定めて、その期日の相当期間前までに関係者（土地改良法第5条第7項に掲げる権利者）に対し通知しなければならない。
- 2 土地改良区は、使用及び収益の停止を行う場合には、あらかじめ都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 3 土地改良区が行う使用及び収益の停止は、土地改良事業の工事のために必要がある場合にのみ行うことができる。
- 4 土地改良区は、特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定に基づき従前の土地について地積を特に減じて換地を定めること）の対象となる従前の土地についても使用及び収益の停止をすることができる。

(問 34) 次の設例において、権利者会議（土地改良法第52条第5項の規定に基づき開催する会議）を開催するのに必要な出席者数及び議決に必要な賛成者数は、最小限それぞれ何人か。

ただし、権利者会議の議長は出席者の中から1人選出するものとし、出席者はそれぞれ1つの権利に基づき出席するものとする。

〔設 例〕

① 所有者	201人
② 賃借権者	20人
③ 抵当権者	7人
④ 地上権者	16人
⑤ 使用貸借により権利を有する者	19人
⑥ 地役権者	4人
⑦ 質権者	7人
⑧ 従前の土地に権利を有しないが、当該換地計画により農地の所有権を取得する者	3人

1	出席者数	176人	賛成者数	117人
2	出席者数	167人	賛成者数	111人
3	出席者数	178人	賛成者数	118人
4	出席者数	170人	賛成者数	113人

(問 35) 土地改良換地土に関する次の文章中、 から までの空欄に入る字句で正しい組合せのものは1～4のうちどれか。

換地計画を定めるには、その計画に係る土地につき土地改良法 に掲げる権利を有する全ての者で組織する会議の議決を経なければならない。この場合には、当該 に、 に関する事業についての専門的知識及びその事業に係る実務の経験を有する者で政令で定める資格を有するものの意見を聴かなければならない。

換地計画についての意見は、当該換地計画が耕作又は養畜の業務を営む者の その他 に資するように定められているかどうかについての意見、当該換地計画書に記載された事項の当否及び理由を記載した意見書によるものとする。

- | | | | | |
|---|-----------|--------|------------|-------------|
| 1 | ア) 第5条第7項 | イ) 議決前 | ウ) 農用地の集団化 | エ) 農業構造の改善 |
| 2 | ア) 第3条第1項 | イ) 議決前 | ウ) 農業生産の拡大 | エ) 農業構造の改善 |
| 3 | ア) 第5条第7項 | イ) 議決後 | ウ) 農業生産の拡大 | エ) 農地保有の合理化 |
| 4 | ア) 第3条第1項 | イ) 議決後 | ウ) 農用地の集団化 | エ) 農地保有の合理化 |

(問 36) 土地改良区が定めた換地計画の認可申請に係る都道府県知事による適否の決定に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 都道府県知事は、土地改良区から認可申請のあった換地計画の内容が土地改良事業計画の内容と矛盾しているときは、適当とする旨の決定をしてはならない。
- 2 都道府県知事は、土地改良区から認可申請のあった換地計画について、適当とする旨を決定したときは、遅滞なくその旨を公告し、20日以上相当の期間を定めてその決定に係る換地計画書の写を縦覧に供さなければならない。
- 3 都道府県知事は、土地改良区から認可申請のあった換地計画について、適当とする旨を決定したときは、その旨を当該申請をした土地改良区に通知しなければならない。
- 4 都道府県知事は、土地改良区から認可申請のあった換地計画について、適否の決定をしようとするときは、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

(問 37) 土地改良区が換地計画の認可申請書に添付する書類に関する次の記述中、**必要としないものはどれか。**

- 1 当該換地計画において、従前の土地の所有者から換地を定めないことの申出又は同意があったことを証する書面
- 2 当該換地計画に係る権利者会議（土地改良法第52条第5項の規定に基づき開催する会議）の議事録の謄本
- 3 異種目換地（農用地である従前の土地に対して換地計画において土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内に換地を定めること）の同意があったことを証する書面
- 4 機能交換（土地改良法第54条の2第6項及び第7項の規定による国又は地方公共団体が所有する土地の消滅及び帰属）に係る従前の道路等の用に供する土地について土地改良法第5条第6項の承認があったことを証する書面

(問 38) 土地改良区が行う換地計画の変更に関する次の記述中、**正しいものはどれか。**

- 1 換地計画の変更（軽微な変更の場合を除く。）については、その計画の変更に係る部分の土地につき、土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有する全ての者で組織する会議の議決を経なければならない。
- 2 換地計画の変更について、都道府県知事の認可を受けようとする場合は、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。
- 3 換地計画の軽微な変更は、都道府県知事の認可を省略することができる。
- 4 換地計画の軽微な変更では、必ず土地改良換地士の意見を聴かななければならない。

(問 39) 土地改良区が行う換地処分に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 換地計画において定められた清算金は、都道府県知事による換地処分の公告があった日において確定する。
- 2 換地計画において換地を定めなかった従前の土地について存する権利は、都道府県知事による換地処分の公告があった日の翌日に消滅する。
- 3 換地計画において従前の土地に存する抵当権は、都道府県知事による換地処分の公告があった日の翌日から換地について存する抵当権とみなされる。
- 4 換地計画において廃止される道路の用に供している国又は地方公共団体の所有する土地について存する所有権は、都道府県知事による換地処分の公告があった日の翌日に消滅する。

(問 40) 次に掲げる従前の土地と換地の組合せ中、誤っているものはどれか。

- | (従前の土地) | | (換地) |
|---|-------|-------------------|
| 1 1番 (所有者A) 2,000㎡ | ————— | 30番 (所有者A) 3,000㎡ |
| 2番 (所有者A) 1,000㎡ | | 31番 (所有者A) 1,000㎡ |
| 2 3番 (所有者A) 3,000㎡ | ————— | 32番 (所有者A) 2,000㎡ |
| 3 4番 (所有者B及び所有者C
の共有地。持分は各1/2)
3,000㎡ | | 33番 (所有者B) 1,500㎡ |
| | | 34番 (所有者C) 1,500㎡ |
| 4 5番 (所有者D) 1,000㎡ | ————— | 35番 (所有者D) 1,000㎡ |

(問 41) 土地改良区が行う一時利用地の指定に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 一時利用地を指定した後において、従前の土地の所有権が売買により移転した場合、土地改良区は所有権の移転を受けた者に対し、改めて一時利用地の指定を行わなければならない。
- 2 一時利用地の指定は、一時利用地及び従前の土地につき土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、一時利用地及び従前の土地の位置及び地積並びにその使用開始の日を通知しなければならない。
- 3 一時利用地の指定は、土地改良事業の工事のために必要がある場合にのみ行うことができる。
- 4 一時利用地の指定がされた場合において、土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有する者がその停止によって損失を受けたときは、一時利用地の指定を受けた者が、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(問 42) 換地区（土地改良法第117条の規定により、土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合の当該区）の設定に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区が土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合には、各換地区ごとに換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 2 土地改良区が土地改良事業の工事に着手し、又はその工事を完了した場合の都道府県知事への届出は、各換地区ごとに行わなければならない。
- 3 土地改良区が土地改良事業の工事に着手し、又はその工事が完了した場合の管轄登記所への届出は、各換地区ごとに行わなければならない。
- 4 土地改良区が土地改良事業において換地区を定める場合は、2以上の市町村の区域にわたって定めることはできない。

(問 43) 測量法（昭和24年法律第188号）で規定される測量の基準に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 位置は、地理学的経緯度及び測量法で規定される回転楕円体表面からの高さで表示する。
- 2 距離及び面積は、測量法で規定される回転楕円体の表面上の値で表示する。
- 3 測量の原点は、離島の測量その他特別の事情がある場合において、国土地理院長の承認を得たときを除き、地球の重心とする。
- 4 測量法で規定される回転楕円体は、その中心が地球の重心と一致し、その長軸が地球の自転軸と一致する、扁平な回転楕円体である。

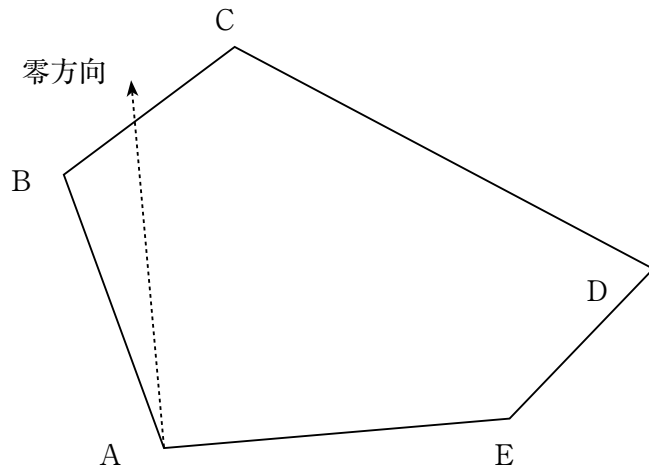
(問 44) 下図のような平坦な五角形の土地ABCDEにおいて、点Aから各点B、C、D、Eまでの水平距離と、点Aにおいて近傍の基準点方向を零方向とした方向角を測定した。この土地の面積で、次のうち正しいものはどれか。

ただし、測定された距離と方向角の値は表1、三角関数の値は表2のとおりとし、面積は小数点以下第1位を四捨五入して整数値で求めたものとする。

- 1 127㎡
- 2 152㎡
- 3 178㎡
- 4 254㎡

表1 測定値

点	距離	方向角
B	10m	345°
C	14m	15°
D	18m	60°
E	12m	75°



※縮尺は一定していない。

表2 三角関数表

角度	sin	cos
0°	0.000	1.000
15°	0.259	0.966
30°	0.500	0.866
45°	0.707	0.707
60°	0.866	0.500
75°	0.966	0.259
90°	1.000	0.000

(問 45) 公共測量における基準点測量でのGNSS測量機による観測に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 GNSS測量機による観測で、現在用いることができる衛星はGPSと準天頂衛星のみである。
- 2 GNSS測量機による観測では、必ず観測点で気温や気圧の測定を行って気象補正を行う必要がある。
- 3 GNSS測量機による観測では、観測点に設置するアンテナの向きと高さをすべて同じにすることで、マルチパスによる誤差を消去できる。
- 4 GNSS測量機による観測では、GNSS衛星の最低高度角は15度が標準とされている。

(問 46) 農地法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 甲が乙から農地を賃借している場合には、いかなるときであっても甲はその農地を丙に転貸することができる。
- 2 相続により農地の所有権を取得する場合には、その農地の存する市町村の農業委員会から許可を受ける必要がある。
- 3 農地所有適格法人以外の法人は、いかなる場合であっても農地について、所有権、賃借権等を取得することができない。
- 4 農地中間管理事業の推進に関する法律で定める農地中間管理機構が、あらかじめ農業委員会に届け出て農地中間管理事業の実施により農地中間管理権を取得する場合には、農地法に基づく許可は不要である。

(問 47) 農業経営基盤強化促進法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 農用地利用集積計画の公告に基づく農地の権利移動の場合には、農地法で定められている下限面積要件は適用されない。
- 2 市町村が農用地利用集積計画を定める場合には、その農用地の存する都道府県の決定を経なければならない。
- 3 複数の市町村にまたがる農地について農業経営改善計画を作成し、認定を受けようとする場合には、その農地の存する全ての市町村から個別に認定を受けなければならない。
- 4 市町村の長は、共有者不明農地について、共有者が1人でも判明していれば1か月の期間の公示を経て、農地中間管理機構に貸付けを行うことができる。

(問 48) 農業振興地域の整備に関する法律に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 都道府県知事は、農用地等の確保等に関する基本指針を策定し、公表しなければならない。
- 2 市町村長は、農用地等の確保等に関する基本指針に基づき、農業振興地域整備基本方針を策定し、公表しなければならない。
- 3 農用地区域は、都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村が定める農業振興地域整備計画において定められる。
- 4 農用地区域内において開発行為をしようとする者は、原則として、あらかじめ、市町村長の許可を受けなければならない。

(問 49) 道路法に関する記述中、正しいものはどれか。

- 1 道路法に規定する道路の種類は、高速自動車国道、一般国道、市町村道及び農道である。
- 2 土地改良事業により造成された堤防が市町村道との兼用工作物となった場合の管理は、道路管理者である市町村が堤防の管理をしなければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域を越えて、市町村道の路線を認定することができるが、この場合においては、当該市町村長は関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、いかなる場合においても私権を行使することができない。

(問 50) 河川法に関する記述中、誤っているものはどれか。

- 1 河川管理者以外の者が河川工事又は維持を行う場合には、あらかじめ河川管理者の承認を受けなければならない。ただし、草刈りのような軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。
- 2 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。
- 3 河川法において、「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設は含まれない。
- 4 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。